

定年再雇用者ハンドブック

【Ⅰ】初めに.....	2
【Ⅱ】再雇用後に引き続き加入する社会保険制度.....	2
【Ⅲ】健康保険・厚生年金保険の制度・手続き.....	3
1. 健康保険・厚生年金保険被保険者資格の同日得喪（該当者のみ）.....	3
2. 健康保険の選択（再雇用後に引き続き被保険者とならない方）.....	3
3. 老齢厚生年金 報酬比例部分の裁定請求（受給権のある方）.....	4
4. 在職老齢年金（該当者のみ）.....	5
【Ⅳ】雇用保険の制度・手続き.....	5
1. 高年齢雇用継続基本給付金（該当者のみ）.....	5
2. 老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整（該当者のみ）.....	6
【Ⅴ】税金について.....	7
1. 退職金にかかる税金（退職金が支払われる方）.....	7
2. 確定申告（年金を受給される方）.....	7
3. 住民税について.....	7
【Ⅵ】参考（リンク集）.....	8

※ このハンドブックは、おもに 65 歳未満で定年に到達し、継続再雇用される方向けに作成しています。

※ このハンドブックは、2023 年 8 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

※ 会社の就業規則・規程等も併せてご確認ください。

※ 各制度の詳細については、管轄の行政機関等にご確認ください。



社会保険労務士法人 アイ・ヒューマンリソース・サポート

〒192-0045 東京都八王子市大和田町 4-27-4 ともえビル 3F

TEL : 042-631-3278

URL : <http://www.office-i.net>

【I】初めに

このハンドブックは、おもに 65 歳未満で定年に到達し、継続再雇用される方に関する制度や手続きについてまとめたものです。ご自身に関する箇所は必ずご確認の上、それぞれの手続きを漏れなく行ってください。

また、会社の就業規則、定年や再雇用に関連する規程等も併せてご自身でご確認ください。

不明な点は、担当者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【II】再雇用後に引き続き加入する社会保険制度

再雇用後に引き続き社会保険の被保険者になるかどうかは、労働時間によって決められます。被保険者になるかどうかで、必要な手続きや関係する項目が異なりますので、以下の表でご確認ください。

＜雇用保険の被保険者＞

1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ引き続き 31 日以上雇用見込みがある方

＜健康保険・厚生年金保険の被保険者＞

週の所定労働時間及び月の所定労働日数が、一般従業員のおおむね 4 分の 3 以上の方

ただし、会社が特定適用事業所または任意特定適用事業所の場合は、次の①～④全ての要件に該当する方は被保険者となります。①週の所定労働時間 20 時間以上 ②雇用見込 1 年以上 ③賃金の月額 8.8 万円以上 ④学生でない

必要な手続き・関係する項目一覧

種類	手続き・項目	被保険者となる方	被保険者とならない方
健康 保 険 年 金	被保険者資格の同日得喪	標準報酬月額が低下する方のみ該当 (担当者よりご連絡します)	—
	健康保険の選択	—	ご自身の状況により選 択・手続きしてください
	老齢厚生年金の裁定請求	受給権発生時にご自身で手続きしてください	
	在職老齢年金	該当者のみ支給調整されます	—
雇 用 保 険	高年齢雇用継続基本給付金	要件に該当する方のみ手続きが必要 (担当者よりご連絡します)	—
	老齢厚生年金と雇用継続基本給付金の併給調整	該当者のみ支給調整されます	—



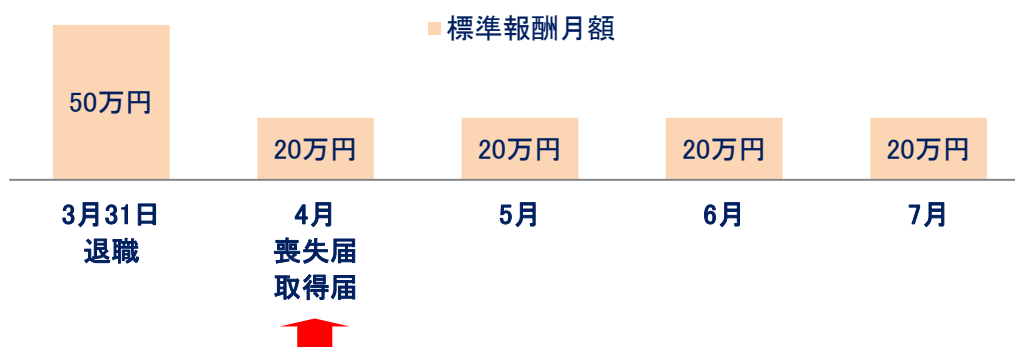
再雇用後に厚生年金の被保険者とならない方に、60 歳未満の被扶養配偶者がいる場合

配偶者の方は国民年金第 3 号から第 1 号被保険者になります(第 3 号の要件は第 2 号の被扶養配偶者のため)。配偶者の方ご自身で、お住まいの区市町村役場で種別変更の手続きをしてください。

【Ⅲ】健康保険・厚生年金保険の制度・手続き

1. 健康保険・厚生年金保険被保険者資格の同日得喪（該当者のみ）

60 歳以上の方が退職後継続再雇用され給与が低下した場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額にすることができます。



退職日の翌日に、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、この特例を受けることができます（同日得喪）。これにより、再雇用後の標準報酬月額が通常月額変更を待たずに実態に基づいた額に改定されます。なお、継続再雇用には 60 歳以降の有期労働契約も含まれ、契約更新時に給与が低下した場合も同日得喪の対象となります。

本特例に該当する方には、担当者より別途ご連絡します。

2. 健康保険の選択（再雇用後に引き続き被保険者とならない方）

医療保険制度には、主に会社員などが加入する「健康保険」と、自営業者などが世帯単位で加入する「国民健康保険」、75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」などがあります。日本国内に住所がある方は、いずれかの医療保険制度に加入することが義務づけられていますので、75 歳未満の方は次の 3 つの制度から 1 つを選択し、ご自身で加入手続きをしてください。

	健康保険の任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	加入していた健康保険組合または協会けんぽ	お住まいの区市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入要件	・退職日までに継続 2 か月以上の被保険者期間があること ・退職日の翌日から 20 日以内に手続きすること	なし	ご家族が加入している健康保険の扶養要件を満たす必要があります。ご家族の勤務先にご確認ください。
保険料	給与から控除されていた保険料＋会社が負担していた保険料（折半負担の場合、約 2 倍。上限あり）	・区市町村によって異なる ・軽減制度あり	なし
その他	加入できる期間は最長 2 年間	—	—

3. 老齢厚生年金 報酬比例部分の裁定請求（受給権のある方）

(1) 老齢厚生年金 報酬比例部分の裁定請求

① 年金事務所(日本年金機構)への裁定請求

＜老齢厚生年金 報酬比例部分の受給権(年金を受け取る権利)が発生する方＞

受給開始年齢(下記の表参照)に到達する3か月前に、日本年金機構からご本人あてに、年金加入記録等が印字された「年金請求書」が送付されます。必要書類を添付の上、年金の裁定請求を行ってください。提出先は、最寄りの年金事務所・年金相談センターです。

男性:生年月日	女性:生年月日	受給開始年齢
～S.28年4月1日	～S.33年4月1日	60歳
S.28年4月2日～S.30年4月1日	S.33年4月2日～S.35年4月1日	61歳
S.30年4月2日～S.32年4月1日	S.35年4月2日～S.37年4月1日	62歳
S.32年4月2日～S.34年4月1日	S.37年4月2日～S.39年4月1日	63歳
S.34年4月2日～S.36年4月1日	S.39年4月2日～S.41年4月1日	64歳
S.36年4月2日～	S.41年4月2日～	65歳

＜受給資格が確認できない方＞

受給開始年齢到達月の3か月前に、日本年金機構からご本人あてに、年金加入期間の確認などを通知する「年金に関するお知らせ」が送付されます。

＜日本年金機構から「年金請求書」または「年金に関するお知らせ」が届かない方＞

最寄りの年金事務所に確認し、必要な手続きを行ってください。



② 厚生年金基金への裁定請求（基金加入の事業所に勤めている方・10年以上勤めていた方等）

厚生年金基金あてに裁定請求を行ってください。

③ 企業年金連合会への裁定請求

過去に、厚生年金基金や確定給付企業年金の制度に加入している事業所に勤めていたことがあり、その期間が10年未満の方は、企業年金連合会から年金を受け取る可能性があります。企業年金連合会にご確認の上、裁定請求を行ってください。



(2) 受給開始年齢到達以降の年金額の改定について

受給開始年齢到達以降の厚生年金加入期間分については、退職後に年金額に反映されます(退職改定)。退職日の翌日に厚生年金の被保険者資格を喪失し、その後1か月を経過しても厚生年金に加入しなかった場合、受給開始年齢到達以降の加入分を含めて年金額が再計算されます。退職

改定は自動的に行われ、日本年金機構より改定通知書が届きますので、ご自身での手続は不要です。

なお、令和4年4月から、65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者については、在職中であっても年金額が毎年10月に改定される制度(在職定時改定制度)が導入されました。これにより、前年9月から当年8月までの被保険者期間が当年10月からの年金に反映されます。

4. 在職老齢年金（該当者のみ）

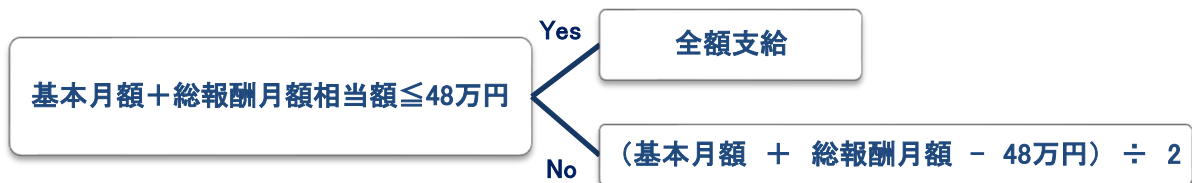
厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける場合、年金額と給与・賞与の額に応じて、年金額の一部または全部が支給停止になります。在職中の老齢厚生年金受給者について、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。支給停止は自動的に行われるため、ご自身での手続は不要です。

基本月額：老齢厚生年金額(厚生年金基金代行部分を含み、加給年金を除く)÷12

総報酬月額相当額：その月の標準報酬月額※+その月以前1年間の標準賞与額※の総額÷12

※ 70歳以上の方の場合は、標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。

<支給停止額の計算方法>



【加給年金額が加算されている場合】

老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。

加給年金額の支給は、以下のとおりです：

- | | | |
|------------------------|---|--------------|
| ① 老齢厚生年金が支給(一部支給)される場合 | → | 加給年金額は全額支給 |
| ② 老齢厚生年金が全額支給停止される場合 | → | 加給年金額も全額支給停止 |

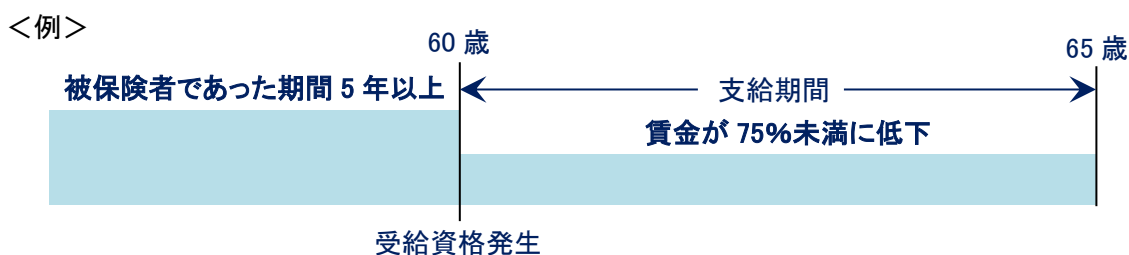
【IV】雇用保険の制度・手続き

1. 高年齢雇用継続基本給付金（該当者のみ）

高年齢雇用継続基本給付金は以下の要件をすべて満たした方に支給されます。

- ① 60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者であること
- ② 被保険者であった期間が5年以上あること
- ③ 原則として60歳時点と比較して、60歳以後の賃金が75%未満となっていること

※ 60歳到達時点で、ハローワークに受給資格確認と賃金登録をします(被保険者の方全員)。



支給額は、60 歳以上 65 歳未満の各月の賃金が 60 歳時点の賃金の 61% 以下に低下した場合は、各月の賃金の 15% 相当額、61% 超 75% 未満に低下した場合は、低下率に応じて各月の賃金の 15% 相当額未満の額となります。ただし、各月の賃金が **370,452 円以上** の場合や、算定された支給額が **2,196 円以下** の場合は支給されません(この額は、毎年 8 月 1 日および他不定期に変更される場合があります)。

支給要件に該当する方には、担当者より別途ご連絡します。

2. 老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整（該当者のみ）

老年厚生年金(在職老齢年金)を受給しながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、在職による年金の支給停止に加えて、次のとおり年金の一部が支給停止されます。

標準報酬月額が 60 歳到達時の賃金月額 の 61% 以下	→ 標準報酬月額の 6% 相当額
標準報酬月額が 60 歳到達時の賃金月額 の 61% 超 75% 未満	→ 標準報酬月額に 6% から徐々に逓減する率(支給停止率)を乗じて得た額
標準報酬月額が 60 歳到達時の賃金月額 の 75% 以上 または高年齢雇用継続給付の支給限度額(370,452 円)以上	→ 併給調整なし

高年齢雇用継続基本給付金が支給される方は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」に、「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」を添えて、最寄りの年金事務所に提出してください。



【V】税金について

1. 退職金にかかる税金（退職金が支払われる方）

退職金は、その支払を受けるときに所得税と住民税が源泉徴収されます。退職金は、長年の勤務に対する報償的な給与を一時に支払うものであることなどから、退職所得控除が設けられ、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるように配慮されています。

退職金が支払われる方は、「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出してください。提出された場合、源泉徴収だけで所得税の課税関係が終了（分離課税）しますので、原則として確定申告は必要ありません。ただし、退職所得を除く年間の各種所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合は、還付申告により税金が還付される場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください。

2. 確定申告（年金を受給される方）

老齢年金は所得税法上「雑所得」として課税の対象となります。給与の他に年金による収入がある方は、毎年、ご自身で確定申告をしてください。申告に必要な「公的年金等の源泉徴収票」は、日本年金機構や厚生年金基金等の年金の支払者より送付されます。

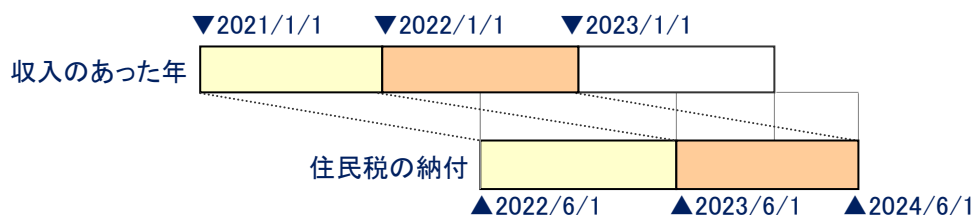
確定申告は、収入のあった年の翌年 2 月中旬から 3 月中旬の間に税務署等で行うことができます。詳細は税務署にお問い合わせください。



3. 住民税について

住民税は、1 月 1 日から 12 月 31 日の所得に対する課税分を、翌年 6 月から翌々年 5 月の 1 年間で納付します。そのため、収入が下がった場合も、しばらくの間、住民税が高い期間があります。

<収入のあった年と住民税の納付時期の関係>



住民税は特別徴収(給与控除)が原則ですが、税額が高く、再雇用後の給与から控除しきれない方については、普通徴収(個人納付)に切り替えます。該当する方には、担当者より別途ご連絡します。

普通徴収に切り替えた方には、市区町村よりご自宅宛に住民税の納付書が届きますので、ご自身で納付してください。特別徴収では年税額(6月～翌年5月が1年度)を月割りにして毎月納付しますが、普通徴収では年税額を4回(納期限は6月・8月・10月・翌年1月の各月末)に分けて納付します。

【VI】 参考 (リンク集)

日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

企業年金連合会

<http://www.pfa.or.jp/>

全国健康保険協会(協会けんぽ)

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

※ 健康保険組合に加入の事業所の場合は、健康保険組合のホームページ

ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

国税庁

<http://www.nta.go.jp/index.htm>

以上

